

松浦市安全・安心 住まいづくり支援事業

問合せ先 都市計画課建築係
☎ 内線 207、233

木造住宅の耐震診断に対する助成並びに耐震改修計画作成および耐震改修工事に対する補助を行う「松浦市安全・安心住まいづくり支援事業」を実施します。

①耐震診断

【助成の条件】松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則に定めるもの。その主なものは次の通りです。

- (1) 戸建て木造住宅（所有者が居住するものに限る）であること
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅（旧基準木造住宅）またはそれに準ずる住宅であること
- (3) 所有者が、市税を滞納していないこと

【助成の内容】耐震診断費4万5千円のうち、3万円を助成します。

②耐震改修計画作成

【補助の対象となる住宅】①の耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅

【補助の内容】耐震改修計画作成費用の2/3（上限7万円）

【申請方法】支援を希望する人は、右記に申請してください（①および②を、同時に申請してください）。

【申請期間】4月1日～9月30日

③耐震改修工事

【補助の対象となる住宅】旧基準木造住宅などのうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅（耐震改修計画を作成する必要がある）

【補助の内容】耐震改修工事費の1/2の額（上限60万円）

民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業

問合せ先 都市計画課建築係
☎ 内線 207、233

多数の人が利用する民間建築物のアスベストの分析調査に対する補助を行う「松浦市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業」を実施します。

【補助の対象】本市の区域内に存する多数の人が利用する民間建築物で、多数の人が共同で利用する部分のアスベストの分析調査

【補助の内容】分析調査費用の10/10（千円未満切捨て、上限25万円）

【申請方法】支援を希望する人は、上記に申請してください。

【申請期間】4月1日～9月30日
事前申請期間 4月1日～9月30日
本申請 国の交付決定後に申請していただきます。

【補助の内容】分析調査費用の10/10（千円未満切捨て、上限25万円）

【申請方法】支援を希望する人は、上記に申請してください。

松浦市民間建築物耐震化支援事業

○問合せ先 都市計画課建築係 ☎ 内線 207、233
民間特定建築物の耐震診断に対する補助を行う「松浦市民間建築物耐震化支援事業」を実施します。

(1) 補助の対象となる建築物

本市の区域内に存する民間特定建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物

(2) 補助対象者

(ア) 耐震診断を実施しようとする上記の民間特定建築物の所有者、管理者など

(イ) 市税を滞納していない人

(3) 補助の内容

耐震診断に要した費用の2/3
(千円未満切捨て、上限160万円)

【申請方法】

支援を希望する人は、上記に申請してください。

①事前申請期間 4月1日～9月30日

②本申請

国の交付決定後に申請していただきます。

任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・
消費者金融等の借金を完済した方は

相談無料
秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ!

取り戻した過払金の中から成功報酬をいただくのみです。
詳しくはお電話、またはブログをご覧ください。

<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>

西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志



要電話予約

☎ 0954-27-8056

受付/ (月～金) 9:00～12:00 13:00～18:00

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

行政相談所

問合せ先 総務課行政係
☎内線 321

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

【日時】4月14日(木)午前10時～午後4時

【場所】市役所別館多目的相談室

【行政相談委員(敬称略)】

川畑喜久雄 ☎0956-75-0724
青木サチ ☎0956-74-0456

原材料を支給します

申込・問合せ先 建設課管理係
☎内線 202

住みやすい環境整備のため生活道路の整備に対して原材料を支給しています。整備計画のある地区は、市政嘱託員を通じて申請してください。
【対象となる道路】4戸以上が利用する総延長30m以上、幅員1m以上の生活道路。
【支給範囲】生活道路の改修舗装並びに路肩の補修、側溝整備。

【支給原材料】生コンクリート、砕石、コンクリート2次製品(例：U字溝)など。

【原材料の支給率】市が必要と認めた量の7割(3割は申請者負担)。

【申請期間】4月1日(金)～7月29日(金)

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

○問合せ先 税務課固定資産税係 ☎内線 111、112

平成23年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月1日から始まりました。縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していただく制度です。

【縦覧帳簿の内容】土地価格等縦覧帳簿には、所在地、地目、地積および価格を記載しています。家屋価格等縦覧帳簿には、所在地、家屋番号、種類、構造、床面積および価格を記載しています。

【縦覧できる人】土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます(家屋のみの納税義務者は、縦覧できません)。家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます(土地のみの納税義務者は、縦覧できません)。

※資産を持っていても、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【縦覧の期間】4月1日(金)～5月2日(月)
(ただし、土・日・祝日は除く)午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】市税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】手数料は無料です。

目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。

なお、資産確認のため名寄帳の交付を受ける人は、本人確認のため、運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要です(代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です)。

春の農作業安全運動月間

○問合せ先 農林課 ☎内線 227

春は、農作業が増えてくるとともに、農業機械を操作する機会も増え、作業中の事故が発生しやすくなります。

毎年、全国で400人近い尊い命が農作業による事故で失われており、今年春の農作業安全運動の重点事項は、「乗用型トラクターの事故防止」と「万が一の事故に備えた労災保険の加入促進」となっています。

次のことに気を付けて、安全作業に務めましょう。



- ①安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用し、シートベルトの着用を徹底しましょう。
- ②作業環境を確認し、危険性に配慮しましょう。
- ③ほ場を出る際のブレーキペダルの連結を確認しましょう。

新年度生募集

ただいま、新年度生
無料体験授業を受付中!!

秀明館 東進衛星予備校

松浦市志佐町里免343-1 川原ビル2F
(市役所前・親和銀行横)

お申し込みは

0120-0120-394-106
TEL 0956-72-1158

小学生・中学生 志佐校 松浦市志佐町里免343-1
御厨校 松浦市御厨町里免960-1

高校生 東進予備校松浦校
松浦市志佐町里免343-1